

倉敷市自殺予防普及啓発SNS情報発信業務委託仕様書

1 業務委託名

倉敷市自殺予防普及啓発SNS情報発信業務委託

2 業務の目的

自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日までを「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進している。

本市では、「自殺予防週間」・「自殺対策強化月間」に合わせ、保健所での展示や広報紙、Instagram等を活用し、自殺予防や心の健康に関する普及啓発を行っている。

近年、本市の自殺者数は平成29年以降も高い水準は続いており、若い世代の自殺者数も増加傾向であるため、多くの世代に活用されているInstagram等を活用し、自殺は身近な問題であること、心の健康の大切さや相談窓口等の自殺予防の啓発に関する情報を発信することにより、悩みを抱えている人が1人で考え込まず必要な相談に繋がることを目的とする。

3 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

(1) 広告コンテンツの編集

広告コンテンツは昨年度の本事業で作成したものを使用する。今年度新たに作成するランディングページ（以下「LP」という。）の写真やイラスト等と広告コンテンツのデザインが合うように、作業の各段階において本市との間で内容確認を行い、必要に応じて修正すること。編集はすべて受託者で行うこと。また、次のとおり作成すること。

- ①Instagramのバナー広告に使用できる内容・形式であること。
- ②パソコン・スマートフォン及びタブレット端末でストリーミング再生できること。
- ③広告コンテンツからLPへ誘導すること。

④主な対象は本市在住の１８歳から５０歳代とすること。

⑤自殺予防の視点から、相談窓口が分かること、相談したいと思える内容にすること。

⑥９月は「自殺予防週間（９月１０日から１６日）」、３月は「自殺対策強化月間（３月１日から３１日）」であることが分かるような内容にすること。

（２）ＬＰの作成・運用

インスタグラム広告の配信を見た市民が悩みを相談しようと思えるように、ＬＰを作成する。また、相談目的でリンク先の本市のホームページ（生きる支援ポータルサイト）を閲覧したか評価をするためにＬＰを活用する。

① 構成

ア．１８歳から５０歳代の対象にとって見やすく、魅力的なデザインにすること。

イ．必要な情報に辿り着きやすいルートを確保し、見やすい構成・デザインにすること。

ウ．安心して相談できると思える温かみのあるデザインにすること。

エ．スマートフォンからの閲覧に配慮した画面構成・デザインにすること。

オ．ＬＰの閲覧者数、年齢、性別、時間帯などの分析ができるようにすること。

② 掲載内容

自殺予防の視点から悩んでいる人がＬＰを見ることで、安心して相談できると思える内容とする。悩みに応じた相談窓口のリンク先をクリックすることで、本市の生きる支援ポータルサイト上にある相談窓口の必要箇所が表示されるように設定をする。また、悩んでいる人に相談窓口を伝えたい人もＬＰを見る想定の内容とすること。

「倉敷市 自殺」などの検索によってＬＰが表示される設定とし、ＬＰのページ後半に倉敷市の自殺者数の現状など統計の情報も知ることができる内容とする。ＬＰのページトップに目次を作り、それをクリックすると悩んでいる人、相談窓口を伝えたい人、倉敷市の自殺に関する情報を知りたい人のそれぞれが必要な情報にたどり着けるような構成とする。その他で魅力的な提案があれば積極的に行うこと。

なお、ア～エまでのデータや基本情報は本市から提供する。サイト上に本市の許可を得ていない広告が入らないようにすること。

ア．本市の市章及び市名のロゴマーク

イ．本市の生きる支援ポータルサイトのロゴマーク

ウ. 本市の生きる支援ポータルサイトへのリンク

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004296/1002196/index.html>

エ. 実際に相談につながった市民の声（個人情報掲載しない形式のもの）

オ. 倉敷市の自殺者数の現状など統計情報

③ 運用方法

ア. LPは自殺予防週間に合わせて令和7年9月1日に公開し、Instagram広告の配信期間以外も「倉敷市 自殺」などの検索によってLPが表示される設定とする。LPは次年度以降も利用することを前提に運用を開始する。

イ. LPを掲載するサーバー及びドメイン、LPの構築・維持管理に必要となるハードウェア、ソフトウェア等については、全て受託者において保守・管理すること。

ウ. LPへのコンテンツの追加・更新については、随時本市と協議しながら実施すること。また期間中の修正対応やメンテナンス、アクセス解析は随時受託者で対応すること。

④ 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本事業の目的を達成するための独自の提案を行うこと。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

（3）Instagram広告の配信

Instagram広告を配信し、広告からLPを通じて本市のホームページへ誘導・相談窓口等の周知をする。それに伴う一切の手続きを行うこと。

① 広告の運用について

ア. 以下のアカウントを用いて、広告を運用すること。

・アカウント名称 「kurashiki_city_kenkou」

倉敷市健康づくり公式

・アドレス https://www.instagram.com/kurashiki_city_kenkou

イ. アカウントを使用するにあたり、次の内容を遵守すること。

・プロフィール欄やアイコンは、現行のものを継続して使用すること。

② 広告の配信期間について

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）

令和8年3月1日（日）から令和8年3月31日（火）とする。

③その他

- ・ 予算内で効果的と考えられる広告の手法を提案すること。
- ・ #（ハッシュタグ）記事には、「健康くらしき21」「くらしき健幸プラン」は必ず記載し、その他主な対象の年代層に情報発信することを前提として、効果的であると考えられる#（オリジナルを含む）を提案すること。

（4）順守事項

- ①統計データ等を含む内容の場合、最新の情報を調査し掲載すること。
- ②内容に関する必要な調整及び許認可等の諸手続きは、受託者で行うこと。ただし、受託者と本市で協議を行い、本市が協力することで円滑に業務が実施できると本市が判断した場合はこの限りではない。

（5）セキュリティ対策

セキュリティについて管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を行うとともに、本市へ報告を行うこと。また、本事業で使用する端末は限定し、アカウントへのログインパスワード管理は、限られた者のみで行うこと。本事業で知り得たアカウントに関する情報は、本事業にのみ使用し、第三者に漏れぬよう徹底すること。

（6）業務体制 責任者および実務担当者を1名以上置くこと。

（7）目標値 本事業の効果測定のため、次のとおり評価指標を設定する。ただし、目標値に達さなかったとしても、受託者の不利益はないものとする。（誠実な履行が認められない場合を除く。）

- ・ 広告表示数…委託契約期間中100,000回以上
- ・ LP誘導数…委託契約期間中500回以上

（8）成果物の納品

本事業の完了時には、次に示す成果物を本市へ納品し、アップロードすること。また、正常動作の確認を行うこと。

- ① 本事業で作成・使用したコンテンツ、テキスト等
- ② 効果検証のための報告書
- ③ 操作・運用マニュアル一式

④ その他本市が指示するもの

5 アクセシビリティ

本市のウェブアクセシビリティ方針をふまえ、高齢者や障がい者を含めて、誰もがウェブサイトで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、アクセシビリティを確保すること。

(参考) 倉敷市ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/about/accessibility/1008309.html>

6 定期報告・効果検証

- (1) 分析ツール等を活用し、9月と3月の広告配信後にLPと広告配信の効果検証と報告を行うこと。また、LPは広告配信期間以外も効果検証と報告を行うこと。
- (2) その他、本事業の実施にあたり受託者が必要であると判断した内容について報告、助言、提案等を行うこと。

7 委託の条件

- (1) 受託者は、本事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。
- (3) 受託者は、本事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- (4) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

8 著作権等

- (1) 広告コンテンツ及びLPの著作権は、原則としてすべて本市に帰属するものとする。
広告コンテンツは次年度以降の広報等で二次利用することがある。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

9 企画提案書の順守

- (1) 受託者は、倉敷市自殺予防普及啓発SNS情報発信業務委託契約書（以下「本契約書」という。）に規定するもののほか、「倉敷市自殺予防普及啓発SNS情報発信業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び当該公募に係る受託者の「企画提案」に従ってこの業務を実施するものとする。ただし、本市と受託者が協議のうえ双方の同意が得られれば企画提案の内容と異なる場合がある。
- (2) 本市と受託者が合意した場合を除き、本契約書、実施要領及び受託者の企画提案の間に矛盾や齟齬がある場合は、本契約書、実施要領、受託者の企画提案の順にその解釈を優先するものとする。

10 その他

受託者は、当該業務の遂行方法に際しては、本市と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。